

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 福 原 紀 彦

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定 における年間収入の取扱いについて（通知）

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 10 月 1 日付で厚生労働省から「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて（保保発 1001 第 3 号）」が発出されました。

この通知を受けて、私学事業団の被扶養者認定における年間収入の取扱いは下記のとおり変更となりますのでお知らせします。詳細については、私学共済ホームページをご確認ください。

記

1 被扶養者認定にかかる変更内容

給与収入のある者の被扶養者認定については、労働契約上定められた賃金から見込まれる年間収入が基準額（注 1）未満である場合は、年収見込証明書・社会保険未加入証明書又は「労働条件通知書」等の写し（注 2）のいずれか（注 3）で、年間収入を確認します。

（注 1）認定対象者が 60 歳未満である場合は 130 万円。認定対象者（加入者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円。60 歳以上又は障害年金を受給している場合は 180 万円。

（注 2）ただし、以下のいずれかに該当する場合は、「労働条件通知書」等の写しのみでは対応できません。年収見込証明書・社会保険未加入証明書が必要になる場合があります。

- ・給与収入以外に収入がある場合（営業所得、年金収入等）
- ・労働条件通知書等から社会保険（健康保険・年金保険）の有無が確認できない場合
- ・労働条件通知書等から年収が基準額未満であることが確認できない場合
- ・シフト制等で労働条件通知書等に記載された労働時間が不明確な場合
- ・契約期間が一年に満たない場合
- ・労働契約内容を確認できる書類がない場合

（注 3）被扶養者の認定申請時に、労働条件通知書等の写しの添付を必須とするものではありません。

裏面につづく

2 被扶養者取消にかかる変更内容

収入増加に伴う被扶養者取消においては、収入限度額を超えることが確認できた日に被扶養者取消（月々の収入に変動があり、月の収入限度額を超えたり超えなかったりする者については、収入限度額を超えた状態が3か月継続した4か月目の1日）としていましたが、下記①～③のすべてに該当する場合には、被扶養者取消となりません。

- ① 収入増加が契約当初想定されなかった臨時収入によるものであること
- ② 収入増加が社会通念上妥当である範囲に留まること
- ③ 対象となる被扶養者の収入が給与収入のみであること

3 実施年月日

令和8年4月1日付認定分より実施

<内容等に関するお問い合わせ先>

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 資格課

☎03 (3813) 5321 (代表)